

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 5-2-6	事業事業名 老人保護施設措置事業	所管部課 健康福祉部 高齢者支援課																																																																						
事務事業の概要	事務事業の目的  65歳以上(事情のある場合は60歳以上)の者で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅等で生活することが困難な者を対象とし、市が老人ホームに等に措置することをもって老人の福祉を図る。	根拠法令等  <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領																																																																						
	事業内容・実施方法等／補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する  【対象者】65歳以上(事情のある場合は60歳以上)で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅等で生活することが困難な方 【審査・決定】当該者との面談、扶養義務者に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況その他必要な事項につき行われた調査をもとに、入所判定委員会が審査した結果を受け、法11条第1項第1号の措置が必要と認められる方について老人ホーム等に措置する。 【措置費用】措置費は市が支払うが、収入に応じて一定の費用を徴収する。毎年7月～翌年6月分までについて、提出された収支報告書に基づき決定する。 (予算事業名:03.01.03.28 老人保護施設措置事業費)																																																																							
	事業開始時期 合併前	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )																																																																						
	事業費データ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(A)</td> <td>千円</td> <td>66,237</td> <td>66,659</td> <td>75,954</td> <td>65,420</td> </tr> <tr> <td>財源 国庫支出金・都支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内訳 その他 ( 自己負担金 )</td> <td></td> <td>12,450</td> <td>12,943</td> <td>13,483</td> <td>9,278</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> <td>53,787</td> <td>53,716</td> <td>62,471</td> <td>56,142</td> </tr> <tr> <td>所要人員(B)</td> <td>人</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>人件費(C)=平均給与×(B)</td> <td>千円</td> <td>2,381</td> <td>2,463</td> <td>2,381</td> <td>2,490</td> </tr> <tr> <td>臨時職員賃金等(C')</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総コスト(D)=(A)+(C)+(C')</td> <td>千円</td> <td>68,618</td> <td>69,122</td> <td>78,335</td> <td>67,910</td> </tr> <tr> <td>単位当たりコスト (E)=(D)/ ( 措置者数 )</td> <td>千円</td> <td>2,018</td> <td>2,304</td> <td>3,013</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					項目	単位	25年度	26年度	27年度	28年度	事業費(A)	千円	66,237	66,659	75,954	65,420	財源 国庫支出金・都支出金						地方債						内訳 その他 ( 自己負担金 )		12,450	12,943	13,483	9,278	一般財源		53,787	53,716	62,471	56,142	所要人員(B)	人	0.30	0.30	0.30	0.30	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	2,381	2,463	2,381	2,490	臨時職員賃金等(C')	千円					総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	68,618	69,122	78,335	67,910	単位当たりコスト (E)=(D)/ ( 措置者数 )	千円	2,018	2,304	3,013	
	項目	単位	25年度	26年度	27年度	28年度																																																																		
事業費(A)	千円	66,237	66,659	75,954	65,420																																																																			
財源 国庫支出金・都支出金																																																																								
地方債																																																																								
内訳 その他 ( 自己負担金 )		12,450	12,943	13,483	9,278																																																																			
一般財源		53,787	53,716	62,471	56,142																																																																			
所要人員(B)	人	0.30	0.30	0.30	0.30																																																																			
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	2,381	2,463	2,381	2,490																																																																			
臨時職員賃金等(C')	千円																																																																							
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	68,618	69,122	78,335	67,910																																																																			
単位当たりコスト (E)=(D)/ ( 措置者数 )	千円	2,018	2,304	3,013																																																																				
評価指標の設定	活動等指標  ① 措置者数 ② 実績値	単位 人	25年度 34	26年度 30	27年度 26	28年度																																																																		
《指標の説明・数値変化の理由 など》 福祉事務所とは連携を図っており、隨時相談を受付ける体制を整えている。また精神科病院からの相談についても隨時対応している状況である。																																																																								
事業環境等	成果指標  第一次 新規入所者数 第二次	目標値 実績値	単位 人	25年度 2	26年度 2	27年度 3																																																																		
《指標の説明・数値変化の理由 など》 当該年度の状況によって、相談対象者が増減すると考えられるが、近年の状況から概ね2名程度は入所している。																																																																								
	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	現在も生活困窮等の高齢者に対し、福祉事務所や生活困窮者担当窓口とは相談体制が構築されており隨時連携対応を行っている。今後も不定期とはなるが、継続した連携について依頼されているところである。																																																																						
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	サービスは法律に基づいているため、全国一律 63市区町村中33位(平均措置者数58.59人) 26市中9位(平均措置者数19.11人) 自己負担金は各市と同一(旧国基準)																																																																					
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	代替・類似サービスはない。																																																																					

### 【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充	措置者数に関し、措置廃止者が入所者を毎年上回っている状況であるが、福祉事務所や生活困窮を担当している窓口などと現在も連携していることから、今後も継続実施が必要と認識している。
	事業の必要性	3	<input checked="" type="checkbox"/> 継続実施	また、「65歳以上(事情のある場合は60歳以上)の者で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅等で生活することが困難な者を対象とし、市が措置する。」ことを目的としているため、今後についても、福祉事務所との生活困窮者対応窓口等との連携を主体に実施していく。
	事業主体の妥当性	2	<input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	一方で、措置費負担金については、いわゆる三位一体の改革(地方分権・税源委譲・地方交付税の一体化の見直し)により平成17年度に養護老人ホーム補助金の一般財源化がなされ、地方交付税による財政措置となって以降、国から費用徴収基準が示されることがなくなったため各市と同様に見直しを行っていない。厚生労働省事務連絡(平成26年3月)には「各自治体の判断において」とされていることから、現状を把握し、本制度の基準の改正の必要性についても検討が必要との認識を持っている。
B	直接のサービスの相手方	2		
B	事業内容等の適切さ	2		
	受益者負担の適切さ	2		
C	市民ニーズの把握	2		
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目				

### 【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充	本事業は、法律に基づき、措置が必要と認められる方に対して養護老人ホーム等に措置するものであり、継続実施する事業と考える。
	事業の必要性	2	<input type="checkbox"/> 継続実施	しかしながら、国からの費用徴収基準が示されなくなった平成17年度以降、費用徴収基準額の見直しが行われていないことから、近隣市のサービス内容及びサービス単価水準等を検証し、旧国基準によらない市独自基準についても検討する必要がある。
	事業主体の妥当性	2	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	また、施設入所後も、資産の状況を毎年確認するなど、応能負担となるように、可能な限り費用徴収の適正化を図られたい。また、措置先の施設におけるサービス利用料については一律でないことから、施設側との調整を図り、市の負担抑制を検討するべきと考える。
B	直接のサービスの相手方	2		
B	事業内容等の適切さ	1		
	受益者負担の適切さ	2		
C	市民ニーズの把握	2		
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目				

### 【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	(対象外)

### 【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	本事業は、法令に基づいて措置が必要と認められる方に対して、養護老人ホーム等に措置するものであり、継続して実施する必要がある。 しかしながら、平成17年度以降、国からの措置負担金に対する費用徴収基準が示されておらず、各自治体の判断に委ねられている。そのため、二次評価にもあるとおり、市の財政状況を踏まえれば、他自治体における状況把握を行うとともに、現行の費用徴収基準についても検証する必要がある。 また、措置費用の決定に当たっては、毎年提出を求めている収支報告書の確認により、引き続き適正な費用を徴収するとともに、今後の措置者数の増加も見据え、市の負担抑制に向けた検討を図られたい。

### 【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	◇平成29年度 費用徴収基準について検証する。 ◇平成30年度 検証結果を踏まえた対応を行う。
---------------	--